

消防予第381号
平成21年9月15日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件等の公布について(通知)

消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件(平成21年消防庁告示第17号。以下「17号告示」という。)、消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件(平成21年消防庁告示第18号。以下「18号告示」という。)、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件(平成21年消防庁告示第19号。以下「19号告示」という。)及び消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件の一部を改正する件(平成21年消防庁告示第20号。以下「20号告示」という。)が、平成21年9月15日に公布されました。

今回の告示改正は、加圧防排煙設備に係る点検の期間、基準及び点検票の様式並びに点検を行うことができる消防設備士及び消防設備点検資格者等を定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

第一 改正事項

- 1 加圧防排煙設備試験結果報告書の様式が別記様式第36として追加されたこと(17号告示関係)。
- 2 加圧防排煙設備の点検の期間について、機器点検は6月、総合点検は1年とされたこと(18号告示関係)。
- 3 加圧防排煙設備の点検基準及び点検票が、別表第34及び別記様式第34として追加されたこと(19号告示関係)。
- 4 加圧防排煙設備の点検を行うことができる資格は、消防設備士については第4類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士又は第7類の乙種消防設備士とされ、消防設備点検資格者については第2種消防設備点検資格者とされたこと(20号告示関係)。

告示関係)。

第二 施行期日

今回の告示の改正は、公布の日（平成21年9月15日）から施行するものとされたこと。

○消防庁告示第十七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十五日

消防庁長官 河野 栄

第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六 加圧防排煙設備試験結果報告書 別記様式第三十六

別記様式第三十五の次に次の一様式を加える。

加圧防排煙設備試験結果報告書					
試験実施日 年 月 日					
試験実施者					
住所					
氏名					
印					
用	途	()項・	延べ面積	m ²	
試験項目			種別・容量等の内容	結果	
外 観 試 験	排煙口等	防煙区画	区画構成	_____	
			構造	_____	
			可動防煙壁	_____	
		排煙口	設置位置等	_____	
			周囲の状況	_____	
			排煙用の風道との接続	_____	
	排煙用の道	構造等	_____		
		設置場所等	_____		
		防火区画の貫通部分	_____		
		ダンパー	_____		
	排煙機	電動機等	設置場所等	_____	
			構造・材質	_____	
			性能	m ³ /min	
		電動機等	電動機等との連結	_____	
			設置状況	_____	
			接地工事	種接地	
配線			_____		
制御装置等		潤滑油	_____		
		回転羽根等	_____		
		設置場所	_____		
	制御盤	_____			
加圧式消火活動点	拠点区画	予備品等	_____		
		接地工事	種接地		
		設置場所	_____		
		規模等	_____		
	開口部	区画内の状況	_____		
		構造等	_____		
		周囲の状況	_____		
		構造	_____		

試 験 項 目				種別・容量等の内容	結果	
外 観 試 験	給気口	設置位置等		_____		
		周囲の状況		_____		
		給気用の風道との接続		_____		
		構造等		_____		
	給気用の風道	設置場所等		_____		
		構造		_____		
		防火区画の貫通部分		_____		
		ダンパー		_____		
	給 気 機	設置場所等				
		構造・材質				
		性能		m/sec		
		電動機等との連結		_____		
		電 動 機 等	設置状況		_____	
			接地工事		種接地	
			配線		_____	
			潤滑油		_____	
		回転羽根等		_____		
		制 御 装 置 等	設置場所			
	制御盤		_____			
	予備品等		_____			
接地工事			種接地			
機能等			_____			
空 気 逃 し 口	設置位置等		_____			
	周囲の状況		_____			
	風道との接続		_____			
	構造等		_____			
起 動 装 置	排煙口の 手動起動装置	設置場所等				
		操作部等		_____		
		表示		_____		
	給気口の 手動起動装置	設置場所等				
		操作部等		_____		
		表示		_____		
排煙口の 自動起動装置	感知器又は閉鎖型スプリンクラーヘッド		設置場所等	_____		
	構造等		_____			
電 源	常用電源		V			
	非常電源の種類		専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池			
耐震措置						

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表
 ○消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第四号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を次のとおり定める。</p> <p>消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種類並びに配線及び総合操作盤の別に応じ次のとおりとする。</p> <p>一〇三十五（略）</p> <p>三十六 加圧防排煙設備試験結果報告書 別記様式第三十六</p>	<p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を次のとおり定める。</p> <p>消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種類並びに配線及び総合操作盤の別に応じ次のとおりとする。</p> <p>一〇三十五（略）</p>

○消防庁告示第十八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第一項及び第四項の規定に基づき、消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十五日

消防庁長官 河野 栄

第三の表中「並びに特定小規模施設用自動火災報知設備」を「、特定小規模施設用自動火災報知設備並びに加圧防排煙設備」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表

○ 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>第一・第二（略） 第三（略）</p> <p>消防用設備等の種類等</p> <p>（略）</p> <p>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く）。</p>		<p>第一・第二（略） 第三（略）</p> <p>消防用設備等の種類等</p> <p>（略）</p> <p>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く）。</p>	
点検の内容及び方法	点検の期間	点検の内容及び方法	点検の期間
機器点検	六月	機器点検	六月
総合点検	一年	総合点検	一年

第四 (略)	(略)	<p>)、総合操作盤、パツケージ型 消火設備、パツケージ型自動 消火設備、共同住宅用スプリン クラー設備、共同住宅用自動火 災報知設備、住戸用自動火災報 知設備、共同住宅用非常警報設 備、共同住宅用連結送水管、特 定小規模施設用自動火災報知設 備並びに加圧防排煙設備 </p>
	(略)	
	(略)	

第四 (略)	(略)	<p>)、総合操作盤、パツケージ型 消火設備、パツケージ型自動 消火設備、共同住宅用スプリン クラー設備、共同住宅用自動火 災報知設備、住戸用自動火災報 知設備、共同住宅用非常警報設 備、共同住宅用連結送水管並び に特定小規模施設用自動火災報 知設備 </p>
	(略)	
	(略)	

○消防庁告示第十九号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二第一号及び第二号並びに第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十五日

消防庁長官 河野 栄

第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四 加圧防排煙設備の点検の基準及び点検票 別表第三十四及び別記様式第三十四
別表第三十三の次に次の一表を加える。

別表第34 加圧防排煙設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 防煙区画壁

ア 固定壁

変形、損傷等がなく、間仕切りの変更等により撤去されていないこと。

イ 可動壁

(ア) 周囲の状況

周囲に可動障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がないこと。

(ウ) 機能

正常であること。

(2) 排煙口

ア 周囲の状況

周囲に排煙上障害となるものがないこと。

イ 外形
変形、損傷等がないこと。

ウ 機能
排煙ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、作動が正常であること。

(3) 排煙用の風道

ア 周囲の状況
可燃物が接触していないこと。

イ 外形
変形、損傷、脱落等がないこと。

ウ 支持部
緩み等がないこと。

エ 防火ダンパー
取付部に緩み、脱落等がなく、開閉機能が正常であること。

オ 接続部
パッキン等の損傷、脱落等がないこと。

(4) 排煙機

ア 外形

回転羽根及び電動機に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 電動機

(ア) 回転軸

回転が円滑であること。

(イ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(ウ) 動力伝達装置

変形、損傷等がなく、プーリ、Vベルトの機能が正常であること。

(エ) 機能

正常であること。

(オ) 制御装置

a 制御盤

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 表示

適正にされていること。

c 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

d 開閉器及びスイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

e ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

f 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

g 表示灯

正常に点灯すること。

h 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

i 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

 ジ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

ウ 回転羽根

 (ア) 回転軸

 回転が円滑であること。

 (イ) 軸受部

 潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(5) 排煙出口

 周囲に排煙上障害になるものがないこと。

(6) 加圧式消火活動拠点

 ア 区画変更等

 拠点の区画に変更がないこと。

 イ 区画の状況

 区画内に消火活動上支障となるものがないこと。

 ウ 開口部

(7) 周囲の状況

周囲に開閉上支障となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、腐食等がないこと。

(ウ) 機能

正常であること。

エ 通話装置

防災センサーその他これらに類する場所と通話が明瞭に行えること。

(7) 給気口

ア 周囲の状況

周囲に給気上障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 機能

ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、作動が正常であること。

(8) 給気用の風道

ア 周囲の状況

可燃物が接触していないこと。

イ 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

ウ 支持部

緩み等がないこと。

エ 防火ダンパー

取付部に緩み、脱落等がなく、開閉機能が正常であること。

オ 接続部

パッキン等の損傷、脱落等がないこと。

(9) 給気機

ア 外形

回転羽根及び電動機に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 電動機

(ア) 回転軸

回転が円滑であること。

(イ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(ウ) 動力伝達装置

変形、損傷等がなく、プーリ、Vベルトの機能が正常であること。

(エ) 機能

正常であること。

(オ) 制御装置

a 制御盤

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 表示

適正にされていること。

c 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

- d 開閉器及びスイッチ類
端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。
- e ヒューズ類
損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
- f 継電器
脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。
- g 表示灯
正常に点灯すること。
- h 結線接続
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
- i 接地
著しい腐食、断線等がないこと。
- j 予備品等
予備品及び回路図等が備えてあること。
- ウ 回転羽根
- (ア) 回転軸

回転が円滑であること。

(イ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(10) 空気逃し口

ア 周囲の状況

周囲に排煙上障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 機能

ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、作動が正常であること。

(11) 起動装置

ア 排煙口の手動起動装置

(イ) 手動操作箱

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷等がないこと。

c 表示

適正にされていること。

(イ) ハンドル及びレバー等

損傷、脱落等がなく、操作が容易にできること。

イ 給気口の手動起動装置

(ア) 手動操作箱

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷等がないこと。

c 表示

適正にされていること。

(イ) ハンドル及びレバー等

損傷、脱落等がなく、操作が容易にできること。

ウ 排煙口の自動起動装置

煙感知器は、自動火災報知設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。

(12) 耐震措置

アンカーボルト等に、変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、自動又は手動の起動装置の操作により、任意の区画で排煙機及び給気機の作動試験を行い、次の事項について確認すること。

(1) 排煙機

確実に起動すること。

(2) 給気機

確実に起動すること。

(3) 電動機の運転電流

適正であること。

(4) 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音又は異常な振動がないこと。

(5) 回転羽根

回転が正常であること。

(6) 空気逃し口

確実に開放すること。

(7) 扉の開放状況

扉の開放に支障がないこと。

(8) 可動壁

確実に作動すること。

別記様式第三十三の次に次の一様式を加える。

加 圧 防 排 煙 設 備 点 検 票											
名 称						防 火 管 理 者		⑩			
所 在						立 会 者		⑩			
点検種別		機 器 ・ 総 合		点検年月日		年 月 日 ~ 年 月 日					
点 検 者		資格 番号		点 検 者 所 属 会 社		社名 TEL					
		氏名 ⑩				住所					
点 設 備 名		排 煙 機		製造者名			製造者名				
				型式等			給 気 機			型式等	
点 検 項 目				点 検 結 果				措 置 内 容			
				種別・容量等の内容		判 定				不 良 内 容	
機 器 点 検											
防 煙 区 画 壁	固 定 壁										
	可 動 壁	周 围 の 状 況									
		外 形 能									
		機 能									
排 煙 口	周 围 の 状 況										
	外 形 能										
	機 能										
排 煙 用 の 風 道	周 围 の 状 況										
	外 形 能										
	支 持 部										
	防 火 ダ ン パ ー										
	接 続 部										
排 煙 機	外 形 能										
	電 動 機		回 転 軸								
			軸 受 部								
			動 力 伝 達 装 置								
			機 能								
	制 御 装 置		制 御 盤 周 围 の 状 況								
			外 形 能								
			表 示								
			電 圧 計 ・ 電 流 計		V A						
			開 閉 器 ・ ス イ ッ チ 類								
			ヒ ュ ー ズ 類		A						
			継 電 器								
			表 示 灯								
			結 線 接 続								
			接 地								
予 備 品 等											
回 転 羽 根		回 転 軸									
		軸 受 部									

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第34

加圧防排煙設備（その2）

排煙出口							
加圧式 消火活動拠点	区画変更等						
	区画の状況						
	開口部	周囲の状況					
		外形					
		機能					
通話装置							
給気口	周囲の状況						
	外形						
	機能						
給気用の 風道	周囲の状況						
	外形						
	支持部						
	防火ダンパー						
	接続部						
給気機	外形						
	電動機	回転軸					
		軸受部					
		動力伝達装置					
		機能					
		制御装置	制御盤	周囲の状況			
				外形			
			表示				
			電圧計・電流計		V	A	
			開閉器・スイッチ類				
			ヒューズ類			A	
	継電器						
	表示灯						
	結線接続						
	接地						
	予備品等						
	回転羽根	回転軸					
		軸受部					
	空気逃し口	周囲の状況					
		外形					
機能							

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第34

加圧防排煙設備（その3）

起 動	排煙口の 手動起動 装置	手動 操作箱	周囲の状況					
			外形					
			表示					
		ハンドル・レバー等						
装 置	給気口の 手動起動 装置	手動 操作箱	周囲の状況					
			外形					
			表示					
		ハンドル・レバー等						
排煙口の自動起動装置								
耐震措置								
総 合 点 検								
排煙機								
給気機								
電動機の運転電流			A					
運転状況								
回転羽根								
空気逃し口								
扉の開放状況								
可動壁								
備 考								
測 定 機 器	機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名	機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

附 則

この告示は公布の日から施行する。

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件
 新旧対照表

○ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防
 庁告示第十四号）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>昭和五十年消防庁告示第三号に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を次のように定める。</p> <p>消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種別並びに配線及び総合操作盤の別に応じ、次のとおりとする。</p> <p>一 三十三（略）</p> <p>三十四 加圧防排煙設備の点検の基準及び点検票 別表第三十四及び別記様式第三十四</p> <p>別表第一 三十三（略）</p> <p>別表第三十四</p>	<p>昭和五十年消防庁告示第三号に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を次のように定める。</p> <p>消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種別並びに配線及び総合操作盤の別に応じ、次のとおりとする。</p> <p>一 三十三（略）</p> <p>別表第一 三十三（略）</p>

○消防庁告示第二十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第五項の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成十六年消防庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十五日

消防庁長官 河野 栄

第一号の表中「及び共同住宅用非常コンセント設備」を「、共同住宅用非常コンセント設備及び加圧防排煙設備」に改める。

第二号の表中「及び特定小規模施設用自動火災報知設備」を「、特定小規模施設用自動火災報知設備及び加圧防排煙設備」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件の一部を改正する件 新旧対照表

○ 消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成十六年消防庁告示第十号）
（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
一 （略）	消防設備士の種類及び指定区分	一 （略）	消防設備士の種類及び指定区分
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
	第四類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士又は第七類の乙種消防設備士（次項に掲げる者を除く。）		第四類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士又は第七類の乙種消防設備士（次項に掲げる者を除く。）
	非常警報器具、非常警報設備、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、共同住宅用非常コンセント設備及び加圧防排煙設備		非常警報器具、非常警報設備、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備

二 (略)

消防設備点 検査格者の 種類	(略)	(略)	(略)	(略)	第二種消防 設備点検査 格者	消防設備等又は特殊消防用設備等の種 類
						消防用設備等又は特殊消防用設備等の種 類
						必要とされる 防火安全性能 を有する消防 の用に供する 設備等
消防設備点 検査格者の 種類	(略)	(略)	(略)	(略)	第二種消防 設備点検査 格者	共同住宅用自動火災報知 設備、住戸用自動火災報 知設備、共同住宅用非常 警報設備、共同住宅用非 常コンセント設備、特定 小規模施設用自動火災報 知設備及び加圧防排煙設 備
						共同住宅用自動火災報知 設備、住戸用自動火災報 知設備、共同住宅用非常 警報設備、共同住宅用非 常コンセント設備、特定 小規模施設用自動火災報 知設備及び加圧防排煙設 備
						共同住宅用自動火災報知 設備、住戸用自動火災報 知設備、共同住宅用非常 警報設備、共同住宅用非 常コンセント設備、特定 小規模施設用自動火災報 知設備及び加圧防排煙設 備

二 (略)

消防設備点 検査格者の 種類	(略)	(略)	(略)	(略)	第二種消防 設備点検査 格者	消防設備等又は特殊消防用設備等の種 類
						消防用設備等又は特殊消防用設備等の種 類
						必要とされる 防火安全性能 を有する消防 の用に供する 設備等
消防設備点 検査格者の 種類	(略)	(略)	(略)	(略)	第二種消防 設備点検査 格者	共同住宅用自動火災報知 設備、住戸用自動火災報 知設備、共同住宅用非常 警報設備、共同住宅用非 常コンセント設備及び特 定小規模施設用自動火災 報知設備
						共同住宅用自動火災報知 設備、住戸用自動火災報 知設備、共同住宅用非常 警報設備、共同住宅用非 常コンセント設備及び特 定小規模施設用自動火災 報知設備
						共同住宅用自動火災報知 設備、住戸用自動火災報 知設備、共同住宅用非常 警報設備、共同住宅用非 常コンセント設備及び特 定小規模施設用自動火災 報知設備